

■昨年 11 月に行われた最高裁要請行動において、最高裁4訴訟の要請団として最高裁に入った鈴木団長が読み上げ、最高裁に提出した文書です。

2021年11月16日

**最高裁判所が原発事故の責任をあきらかにするとともに、
被害者が希望をもてる賠償が実現するよう期待します**

最高裁判所第二小法廷 裁判官 殿

一審原告代理人

原子力損害賠償群馬弁護士団団長 鈴木 克 昌

群馬訴訟は、福島第一原発事故によって、福島県内から群馬県内に避難した住民とその家族、親族137名が、原発事故の責任の所在をあきらかにするとともに、希望のもてる賠償を請求して、国と東京電力に対して起こした訴訟です。

一審・前橋地方裁判所は、2017（平成29）年3月17日、全国30余りの同様の集団訴訟のなかで最初となる判決を言い渡した。この中で、前橋地裁は、

「被告国は、原子力の平和利用を主導的に推進する立場にあるものとして、予想される被侵害法益の重要性及び広汎性に鑑み、規制権限を適時かつ適切に行使して原子力災害の発生を未然に防止することが強く期待されていたにもかかわらず、本件原発の脆弱性を認識し、本件原発の敷地地盤面を優に超え、非常用配電盤を被水させる具体的危険性を有する津波の到来を予見可能な状況となり、さらに、被告東電による自発的な対応等を期待できない状況に至っても規制権限の行使を怠り続けたものとして、その規制権限の不行使が著しく不合理なものと評価されるものなのであるから、本件において、その責任が補充的なものということとはでき」ないとして、国が東電と同等の責任を有することをはっきりと認めました。

これは、原告らにとっても、また広く国民のなかでも当然の結論として受け止められました。

これに対して、国と東電は責任や損害額を争って控訴しました。控訴審では、津波の予見可能性、特に、2002（平成14）年7月に国の地震本部が公表した、日本海溝寄りのどこでも津波地震が発生するとした「長期評価」を受けても、東電に対し津波対策をたてるように規制権限行使をしなかったことの当否が最も重要な争点となりました。控訴審で国は、津波工学の第一人者とされる今村文彦東北大学

教授を証人申請したほか、多数の学者の意見書を提出してきました。しかし、控訴審で唯一採用された今村教授は、証言で、国が主張の根幹に据えた土木学会の「津波評価技術」においては、波源の設定についてほとんど議論をしていなかったことや、事故以前の段階でも施設の水密化技術がなかったわけではないことを認め、また、多数の学者の意見書もいずれも後付けの疑問提起にすぎないものでした。

さらに、控訴審では、あらたに、「長期評価」公表直後の2002（平成14）年8月、保安院の担当者が、東電に形ばかりの問い合わせをしたものの、東電の抵抗にあって、到来する津波の試算さえ指示せず、「長期評価」の知見を無視する東電にお墨付きを与えた失態（私たちはこれを「2002年8月保安院対応」と呼んでいます。）が明らかになり、国の責任は一層明確となりました。

ところが、本年1月21日に言い渡された控訴審判決は、こうした審理内容を無視し、一民間団体にすぎない土木学会が発表した津波評価技術を確立した知見と扱って、「長期評価」をこれと整合しないとして、「長期評価」にもとづく調査、対応を指示しなかった国の責任を不問に付してしまいました。これは、原子力発電所の安全性を強く求めた原子力基本法を頂点とし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）、電気事業法等によって構成される原子力法制の理解をあやまったものであって、到底認められません。

最高裁判所が、事実を直視し、法理論を厳格に適用して、原発事故の責任をあきらかにするように強く求めるものです。

一方、一審前橋地裁判決は、その認定した慰謝料額がきわめて低い水準にとどまったため、原告の中には、司法への期待をもてず、控訴を断念した原告もいました。しかし、現在、91名の原告が、上告審をたたかっています。この間も原告らの苦しみは続き、ふるさとを離れ、慣れない地でさまざまな困難に直面しながら、懸命に生活を続けてきました。また、ふるさとに帰れないまま、一審の間に3名、控訴審判決までにさらに1名の原告が死亡しました。原告らの受けた被害は、この甚大な被害をもたらした者の責任を明確にすることなしには癒されることはありません。

最高裁判所が、原審の判断の誤りを指摘し、未曾有の被害をもたらした原発事故の責任を明らかにするとともに、原発事故の被害を受けた住民に、希望をもてる賠償を実現することを求めるものです。

以上